

令和2年5月7日
(生涯学習課扱い)

保護者各位

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止「緊急事態宣言の延長」
に伴う社会教育施設・社会体育施設の利用再開について

志布志市教育委員会教育長

令和2年4月16日に全国に拡大して発令された緊急事態宣言を受け、社会教育施設・社会体育施設が令和2年5月6日まで休館となっておりますが、5月4日の緊急事態宣言の延長を受け、5月7日から利用を再開します。

記

- 1 利用再開の時期 : 令和2年5月7日(木)
- 2 利用を再開する施設
 - (1) 市立図書館(有明、松山、志布志、香月、安楽分館を含む)
長時間の利用とならないように留意し、感染防止策を講じた上で利用できる。
 - (2) 社会教育施設(文化会館、やっちくふれあいセンター、条例公民館等)
換気等を十分に行い、利用者同士の間隔を十分に確保し、感染防止策を講じた上で利用できる。
 - (3) 社会体育施設(志布志運動公園、城山総合公園、有明体育施設等)
換気等を十分に行い、利用者同士の間隔を十分に確保し、感染防止策を講じた上で利用できる。
※ 当面の間、複数の団体での練習や試合での使用はできません。
 - (4) 学校体育施設
前述2-(3)と同様とする。
- 3 その他
今後、大隅地域(鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町)、都城市、三股町、串間市において新型コロナウイルス感染症の感染例が発生した場合は、発生した日の翌日を起算日とし、屋内施設について14日間休館といたします。新たな感染例が発生せず、14日間が経過した場合は、開館いたします。
なお、その休館期間中に新たな感染例が発生した場合は、再度その翌日を起算日として休館期間を14日間延長します。